

平成二十二年十月二十九日受領
答 弁 第 七 九 号

内閣衆質一七六第七九号

平成二十二年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 仙 谷 由 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員河野太郎君提出路面下の空洞調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員河野太郎君提出路面下の空洞調査に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の件については、平成二十二年二月九日の衆議院予算委員会における当時の前原国土交通大臣及び馬淵国土交通副大臣の答弁を受けて、財団法人道路保全技術センター（以下「保全センター」という。）が実施した、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所の発注に係る「平成二十年度路面下空洞探査分析業務」に瑕疵が存すること又は保全センターの技術的能力が当該業務の遂行に不足していることを同省の職員が認識した時期及びその後の対処の過程等について調査を行った。

具体的には、これらの点について、平成十九年度、平成二十年度及び平成二十一年度に国土交通省道路局並びに同省関東地方整備局の本局及び東京国道事務所に在籍していた、当時の同省道路局長を含む計四十九名の関係職員に対し、同省大臣官房人事課等の複数の担当者が直接本人から聴取する方法により実施した。

その結果、これらの国土交通省の職員が事案を認識した後の隠ぺい行為や対応の遅れは確認されなかった。

二について

一についてでお答えした調査結果も踏まえ、御指摘の件については今後適切に対処してまいりたい。

三について

平成二十年度において国土交通省が保全センターと契約を締結した路面下空洞調査業務のうち、成果物に瑕疵があることが判明した、同省関東地方整備局東京国道事務所の発注に係る「平成二十年度路面下空洞探查分析業務」等に係る損害賠償請求においては、土木設計業務等委託契約書の瑕疵担保に関する条項に基づき、瑕疵の修補に代えて、当該業務等の検証及び当該業務等において記録されたデータの再分析に要した費用を請求の対象とすることとしており、既にその一部については請求を行ったところである。